

東京都内の区市町村より

豊島区に転入された妊婦の方へ



- ◎ 母子健康手帳は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄に新しい住所をご記入ください。
- ◎ 妊婦健康診査受診票は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄は新しい住所をご記入ください。
- ◎ 東京都外の医療機関・助産所で妊婦健康診査を受診したため、受診票が使用できなかった
場合の健診費用の助成について
 - ・豊島区に転入後に受診した健診費用：ご出産後1年以内に、健康推進課で手続きしてください。
 - ・豊島区に転入する前に受診した健診費用：前住所地にお問い合わせください。